

申 請

令和 3 年 9 月 2 4 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく令和 3 年 9 月 1 0 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島県西会津町において産出される野生きのこ類（クリタケに限る）
福島県昭和村において産出される野生きのこ類（クリタケに限る）
福島県昭和村において産出される野生きのこ類（ナメコに限る）
- 解除を申請する理由
別紙参照 1 ～ 3 参照

(別紙1)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県西会津町で産出される野生のきのこ類（クリタケに限る）（以下、「クリタケ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成26年8月21日に県が西会津町から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（430Bq/kg）が検出されたため、同年8月25日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、西会津町に対し、同町において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は西会津町と連携し、クリタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成28年11月から令和2年12月にかけて、同町のクリタケ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、72点を採取した。

これらを検査した結果、1地点以外に食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：11.2Bq/kg、最大値：210Bq/kg）、上記検体を除いて基準値の2分の1を下回った。なお、210Bq/kgを検出した場所の近辺では2年後に再度検体を採取し7.4Bq/kgとなり、同町のクリタケ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセンタイル値：50.7Bq/kg）は低いと推定できることから、以下に示す出荷管理を行うことで出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、クリタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるクリタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体

の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と西会津町は連携し、同町のクリタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のクリタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のクリタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないクリタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、クリタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに西会津町のクリタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過しクリタケ（野生）を回収、廃棄させる。

(5) 関係者への周知

福島県は西会津町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県西会津町クリタケ（腐生菌）検査結果

番号	市町村	平成28年			平成29年			平成30年			令和1年			令和2年			
		番号	測定日	Cs合計 (Ba/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Ba/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Ba/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Ba/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Ba/kg)	
1	西会津町	1	H28.11.2	3.3													
2		2	H28.11.2	<3.9													
3		3	H28.11.7	10				58	H30.11.9	<4.7							
4		4	H28.11.14	14													
5		5	H28.11.17	<8.6													
6		6	H28.11.17	<7.9				57	H30.11.9	7.0							
7		7	H28.11.17	<6.2													
8		8	H28.11.17	<9.8				41	H30.11.6	<6.7							
								42	H30.11.6	8.2							
								43	H30.11.6	<8.1							
9		9	H28.11.17	<7.1													
10						10	H29.10.27	<9.3									
11						11	H29.10.31	<9.1									
12						12	H29.10.31	<3.7	45	H30.11.6	<5.0						
						13	H29.10.31	<9.6									
13						14	H29.10.31	<7.4									
14						15	H29.11.7	<7.8									
						16	H29.11.7	<4.8									
15						17	H29.11.7	<8.6									
16						18	H29.11.10	<8.7									
17						19	H29.11.17	<8.4									
18						20	H29.11.21	18	24	H30.10.30	9.2						
19						21	H29.11.28	<9.4									
20									22	H30.10.23	<8.8						
21									23	H30.10.30	8.4						
22									25	H30.11.6	<8.7						
23									26	H30.11.6	<8.6						
24									27	H30.11.6	<3.4						
									28	H30.11.6	<8.4						
25									29	H30.11.6	<6.6						
26									30	H30.11.6	<10						
27									31	H30.11.6	<8.1						
28									32	H30.11.6	<6.8						
									33	H30.11.6	<3.6						
29									34	H30.11.6	<4.9						
30									35	H30.11.6	<8.2						
31									36	H30.11.6	<8.6						
32									37	H30.11.6	<8.9						
33									38	H30.11.6	<8.8						
34									39	H30.11.6	<7.7						
35									40	H30.11.6	<8.7						
36									44	H30.11.6	8.5						
37									46	H30.11.6	<9.5						
38									47	H30.11.6	<8.6						
39									48	H30.11.6	19						
40									49	H30.11.9	<6.0						
41									50	H30.11.9	19						
									51	H30.11.9	19						
									52	H30.11.9	<8.9						
42									53	H30.11.9	16						
									54	H30.11.9	<8.7						
43									55	H30.11.9	9.4	63	R1.11.15	8.5			
									56	H30.11.9	10						
44									59	H30.11.9	8.2						
45									60	H30.11.14	210						
46									61	H30.11.14	<9.3						
47											62	R1.11.1	<6.0				
48											64	R1.11.15	<8.6				
49											65	R1.11.15	5.8				
50											66	R1.11.15	<7.3				
51											67	R1.11.22	<5.3				
52														68	R2.11.20	6.4	
53														69	R2.11.26	<8.1	
54														70	R2.12.4	<7.6	
55														71	R2.12.4	7.4	
56														72	R2.12.8	<6.4	

福島県西会津町クリタケ（腐生菌）検査結果

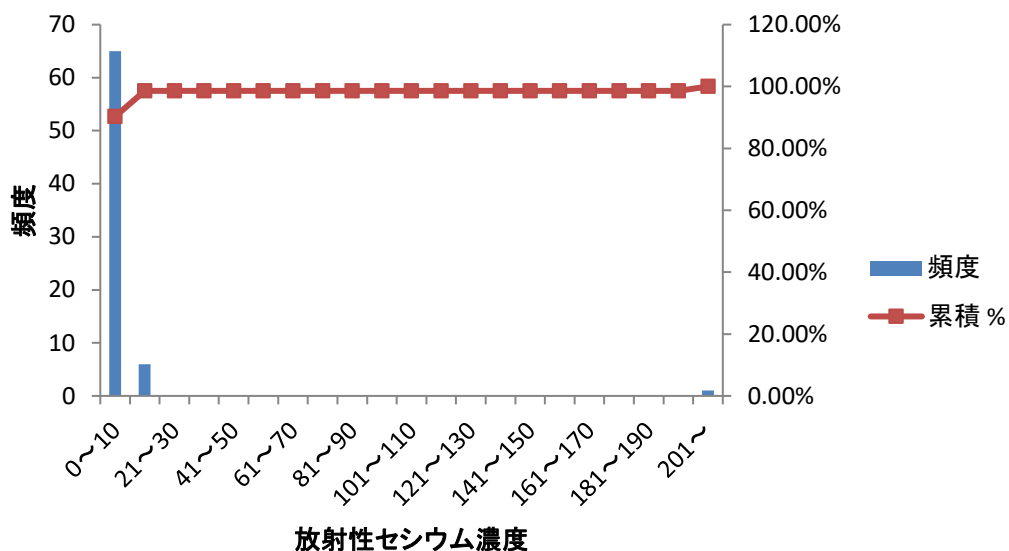
番号	市町村	平成28年-令和2年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	西会津町	H28.11.2	3.3
2		H28.11.2	<3.9
3		H28.11.7	10
4		H28.11.14	14
5		H28.11.17	<8.6
6		H28.11.17	<7.9
7		H28.11.17	<6.2
8		H28.11.17	<9.8
9		H28.11.17	<7.1
10		H29.10.27	<9.3
11		H29.10.31	<9.1
12		H29.10.31	<3.7
13		H29.10.31	<9.6
14		H29.10.31	<7.4
15		H29.11.7	<7.8
16		H29.11.7	<4.8
17		H29.11.7	<8.6
18		H29.11.10	<8.7
19		H29.11.17	<8.4
20		H29.11.21	18.0
21		H29.11.28	<9.4
22		H30.10.23	<8.8
23		H30.10.30	8.4
24		H30.10.30	9.2
25		H30.11.6	<8.7
26		H30.11.6	<8.6
27		H30.11.6	<3.4
28		H30.11.6	<8.4
29		H30.11.6	<6.6
30		H30.11.6	<10
31		H30.11.6	<8.1
32		H30.11.6	<6.8
33		H30.11.6	<3.6
34		H30.11.6	<4.9
35		H30.11.6	<8.2
36		H30.11.6	<8.6
37		H30.11.6	<8.9
38		H30.11.6	<8.8
39		H30.11.6	<7.7

40	西会津町	H30.11.6	<8.7
41		H30.11.6	<6.7
42		H30.11.6	8.2
43		H30.11.6	<8.1
44		H30.11.6	8.5
45		H30.11.6	<5.0
46		H30.11.6	<9.5
47		H30.11.6	<8.6
48		H30.11.6	19
49		H30.11.9	<5.9
50		H30.11.9	19
51		H30.11.9	19
52		H30.11.9	<8.9
53		H30.11.9	16
54		H30.11.9	<8.7
55		H30.11.9	9.4
56		H30.11.9	10
57		H30.11.9	7.0
58		H30.11.9	<4.7
59		H30.11.9	8.2
60		H30.11.14	210
61		H30.11.14	<9.3
62		R1.11.1	<6.0
63		R1.11.15	8.5
64		R1.11.15	<8.6
65		R1.11.15	5.8
66		R1.11.15	<7.3
67		R1.11.22	<5.3
68		R2.11.20	6.4
69		R2.11.26	<8.1
70		R2.12.4	<7.6
71		R2.12.4	7.4
72		R2.12.8	<6.4

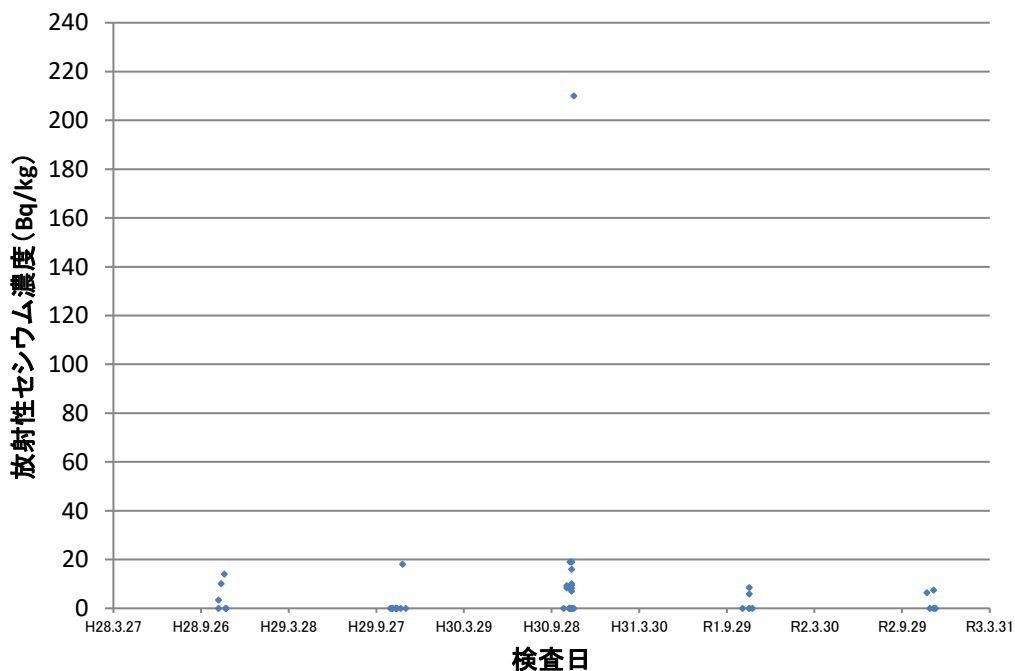
実測値	
平均値	11.2
最大値	210
最小値	3.3
中央値	8.4
標準偏差	24.0
95パーセンタイル値	50.7
標本数	72

注:<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県西会津町)



クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県西会津町)



(別紙2)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県昭和村で産出される野生のきのこ類（クリタケに限る）（以下、「クリタケ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成24年8月10日に県が昭和村から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年8月15日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、昭和村に対し、同村において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同村から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は昭和村と連携し、クリタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成28年10月から令和2年11月にかけて、同村のクリタケ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、69点を採取した。

これらを検査した結果、1地点以外に食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：22.6Bq/kg、最大値：200Bq/kg）、一部を除いて基準値の2分の1を下回った。なお、200Bq/kgを検出した場所は翌年に再度検体を採取し12Bq/kgとなった。また、54Bq/kgを検出した場所は2年後に再度検体を採取し15Bq/kg、69Bq/kgを検出した場所は翌年に再度検体を採取し22Bq/kg、50Bq/kgを検出した場所の近辺は翌年に再度検体を採取し6.1Bq/kg、70Bq/kgを検出した場所の近辺は同年に検体を採取し31Bq/kgであり、同村のクリタケ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセンタイル値：65.1Bq/kg）は低いと推定できることから、以下に示す出荷管理を行うことで出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、クリタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるクリタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と昭和村は連携し、同村のクリタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のクリタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のクリタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないクリタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、クリタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに昭和村のクリタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過しクリタケ（野生）を回収、廃棄させる。

(5) 関係者への周知

福島県は昭和村と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県昭和村クリタケ（腐生菌）検査結果

番号	市町村	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			
		番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	
1	昭和村	1	H28.10.18	54				24	H30.11.5	15							
2		2	H28.10.20	17													
3		3	H28.11.1	69	5	H29.10.27	22										
4					4	H29.10.19	8.6	15	H30.10.23	16							
5					6	H29.10.27	12	27	H30.10.30	22							
6					7	H29.10.31	36	14	H30.10.24	14							
7					8	H29.11.10	38	23	H30.11.2	17							
8					9	H29.11.10	10	17	H30.10.26	24							
9					10	H29.11.10	14	25	H30.11.2	40							
10								11	H30.10.18	18							
11								12	H30.10.18	15							
12								13	H30.10.23	13							
13								16	H30.10.23	6.5							
14								18	H30.10.26	<5.7							
15								19	H30.10.26	<9.1							
16								20	H30.11.2	15							
17								21	H30.11.2	26							
18								22	H30.11.2	50							
19								26	H30.11.2	10							
20								28	H30.10.30	7.5							
21								29	H30.11.6	38							
22								30	H30.11.9	41							
23								31	H30.11.9	30							
24								32	H30.11.9	12							
25								33	H30.11.9	13							
26								34	H30.11.13	9.1							
27								35	H30.11.16	12							
28								36	H30.11.16	24							
29										37	R1.10.29	29					
30										40	R1.11.7	8.2					
31										38	R1.10.31	24					
32										39	R1.11.7	7.8					
33										41	R1.11.7	33					
34										42	R1.11.7	70					
35										43	R1.11.7	21					
36										44	R1.11.13	41					
37										45	R1.11.13	6.1					
38										46	R1.11.13	10					
39										47	R1.11.13	<6.6					
40										48	R1.11.13	7	63	R2.10.27	<3.35		
41										49	R1.11.13	33					
42										50	R1.11.22	21					
43										51	R1.11.22	<8.25					
44										52	R1.11.22	16					
45										53	R1.11.22	31					
46										54	R1.11.22	20					
47										55	R1.11.22	16					
48										56	R1.11.22	10					
49										57	R1.11.22	200	68	R2.11.10	12		
50										58	R1.11.22	12					
51										59	R1.11.22	13					
52										60	R1.11.27	19					
53										61	R1.11.29	13					
54										62	R1.11.29	10					
55													64	R2.10.30	18		
56													65	R2.11.4	13		
													66	R2.11.4	20		
													67	R2.11.10	6.3		
													69	R2.11.10	17		

福島県昭和村クリタケ（腐生菌）検査結果

番号	市町村	平成28年-令和2年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	昭和村	H28.10.17	54
2		H28.10.19	17
3		H28.10.31	69
4		H29.10.19	8.6
5		H29.10.27	22
6		H29.10.27	12
7		H29.10.31	36
8		H29.11.10	38
9		H29.11.10	10
10		H29.11.10	14
11		H30.10.18	18
12		H30.10.18	15
13		H30.10.23	13
14		H30.10.24	14
15		H30.10.23	16
16		H30.10.23	6.5
17		H30.10.26	24
18		H30.10.26	<5.7
19		H30.10.26	<9.1
20		H30.11.5	15
21		H30.11.5	26
22		H30.11.2	50
23		H30.11.5	17
24		H30.11.5	15
25		H30.11.5	40
26		H30.11.2	10
27		H30.10.30	22
28		H30.10.30	7.5
29		H30.11.6	38
30		H30.11.9	41
31		H30.11.9	30
32		H30.11.9	12
33		H30.11.9	13
34		H30.11.14	9.1
35		H30.11.19	12
36		H30.11.16	24
37		R1.10.29	29
38		R1.10.29	24
39		R1.11.1	7.8
40		R1.11.1	8.2

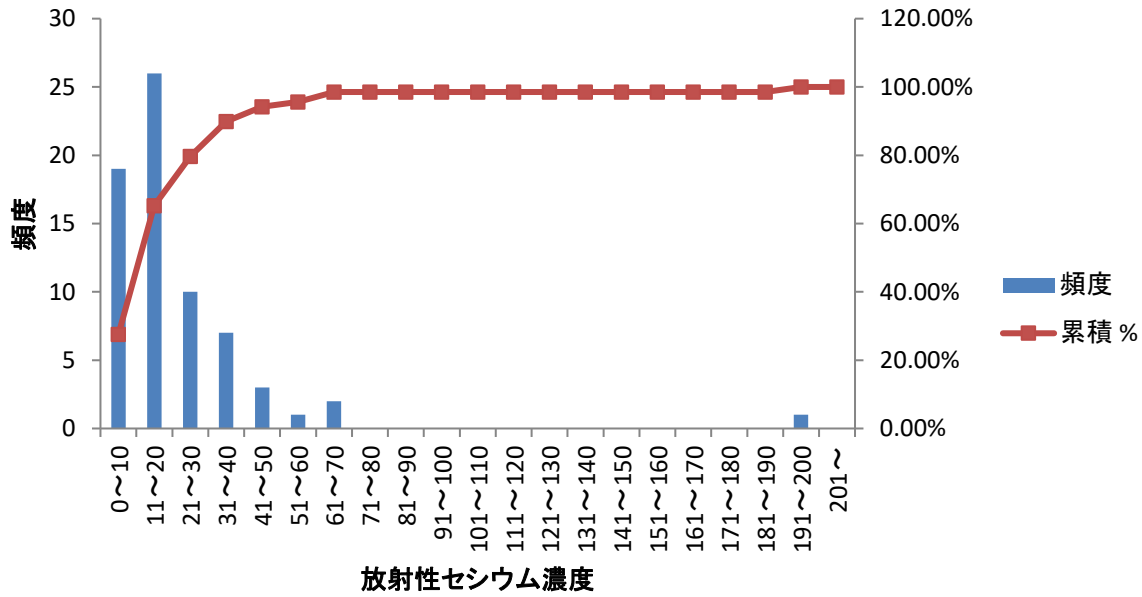
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69

R1.11.1	33
R1.11.1	70
R1.11.1	21
R1.11.8	41
R1.11.8	6.1
R1.11.8	10
R1.11.8	<6.6
R1.11.8	7
R1.11.8	33
R1.11.19	21
R1.11.20	<8.25
R1.11.19	16
R1.11.22	31
R1.11.22	20
R1.11.22	16
R1.11.22	10
R1.11.22	200
R1.11.22	12
R1.11.22	13
R1.11.27	19
R1.11.29	13
R1.11.29	10
R2.10.27	<3.35
R2.10.30	18
R2.11.4	13
R2.11.4	20
R2.11.10	6.3
R2.11.10	12
R2.11.10	17

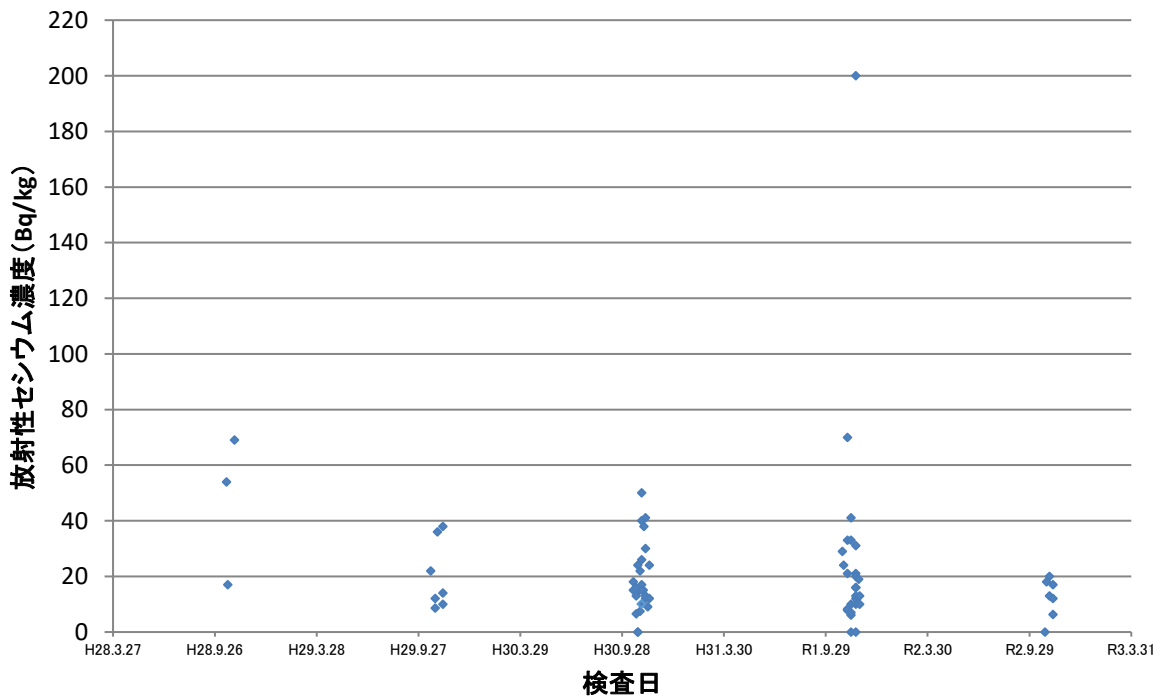
平均値	22.6
最大値	200.0
最小値	3.4
中央値	16.0
標準偏差	25.9
95 th -セントイル値	65.1
標本数	69

注：<（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県昭和村)



クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県昭和村)



(別紙3)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県昭和村で産出される野生のきのこ類（ナメコに限る）（以下、「ナメコ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成24年8月10日に県が昭和村から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年8月15日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、昭和村に対し、同村において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同村から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は昭和村と連携し、ナメコ（野生）の出荷制限解除に向け、平成28年11月から令和2年12月にかけて、同村のナメコ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、79点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：19.7Bq/kg、最大値：87Bq/kg）、一部を除いて基準値の2分の1を下回った。なお、87Bq/kgを検出した場所は令和2年に再度検体を採取した結果13Bq/kg、また、53Bq/kgを検出した場所は令和2年に再度検体を採取した結果21Bq/kg、73Bq/kgを検出した場所は次の年に18Bq/kgとなり、同村のナメコ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセントイル値：43.7Bq/kg）は低いと推定できることから、以下に示す出荷管理を行うことで出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、ナメコ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、

基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるナメコ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と昭和村は連携し、同村のナメコ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のナメコ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のナメコ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないナメコ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ナメコ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに昭和村のナメコ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過しナメコ（野生）を回収、廃棄させる。

(5) 関係者への周知

福島県は昭和村と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県昭和村ナメコ（腐生菌） 検査結果

番号	市町村	平成28年		平成29年			平成30年			令和元年			令和2年		
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	昭和村	H28.11.21	15												
2				2	H29.10.27	23	13	H30.11.2	14						
3							24	H30.11.16	35						
4				3	H29.10.27	21	15	H30.10.30	45						
5				4	H29.11.10	7.7	45	H30.11.26	22	64	R1.11.22	<5.05			
6							49	H30.12.14	<7.2						
7				5	H29.11.10	21	16	H30.11.9	42						
8							42	H30.11.26	47						
9				6	H29.11.10	17	41	H30.11.26	6.2						
10							7	H30.10.18	22						
11							8	H30.10.23	<3.2						
12							9	H30.11.2	7.4						
13							10	H30.11.2	16						
14							11	H30.11.2	24						
15							18	H30.11.9	14						
16							12	H30.11.2	21						
17							14	H30.10.30	18						
18							17	H30.11.9	17						
19							19	H30.11.14	18						
20							20	H30.11.14	12						
21							21	H30.11.14	<9.0						
22							22	H30.11.14	34						
23							23	H30.11.14	<8.4						
24							25	H30.11.16	14						
25							26	H30.11.16	26						
26							27	H30.11.16	26						
27							28	H30.11.16	37						
28							29	H30.11.16	<8.8						
29							30	H30.11.20	12						
30							31	H30.11.20	<4.25						
31							32	H30.11.20	9.4						
32							33	H30.11.20	15						
33							34	H30.11.20	26						
34							35	H30.11.20	15						
35							36	H30.11.20	15						
36							37	H30.11.20	10						
37							38	H30.11.20	53				77	R2.12.7	21
38							39	H30.11.20	9.4						
39							40	H30.11.20	<7.0						
40							43	H30.11.26	18						
41							44	H30.11.26	23						
42							46	H30.11.26	11						
43							47	H30.11.30	22	57	R1.11.19	12			
44							48	H30.12.4	87				79	R2.12.7	13
45										50	R1.10.25	23			
46										51	R1.11.1	19			
47										52	R1.11.5	<4.9			
48										53	R1.11.8	8.8			
49										54	R1.11.8	73	78	R2.12.7	18
50										69	R1.12.2	21			
51										55	R1.11.8	25			
52										56	R1.11.8	16			
53										58	R1.11.19	22			
54										59	R1.11.19	16			
55										60	R1.11.19	43			
56										61	R1.11.22	16			
57										62	R1.11.22	7.7			
58										63	R1.11.22	19			
59										65	R1.11.27	36			
60										66	R1.12.2	14			
61										67	R1.12.2	<8.35			
62										68	R1.12.2	9			
63													71	R2.10.27	19
												72	R2.12.30	32	
												73	R2.11.4	5.6	
												70	R2.10.20	<3.25	
												74	R2.11.10	7.6	
												75	R2.11.10	31	
												76	R2.11.20	14	

福島県昭和村ナメコ（腐生菌） 検査結果

番号	市町村	平成28年-令和2年	
		測定日	Cs合計 (Bq/
1	昭和村	H28.11.21	15
2		H29.10.27	23
3		H29.10.27	21
4		H29.11.10	7.7
5		H29.11.10	21
6		H29.11.10	17
7		H30.10.18	22
8		H30.10.23	<3.2
9		H30.11.2	7.4
10		H30.11.2	16
11		H30.11.2	24
12		H30.11.2	21
13		H30.11.2	14
14		H30.10.30	18
15		H30.10.30	45
16		H30.11.9	42
17		H30.11.9	17
18		H30.11.9	14
19		H30.11.14	18
20		H30.11.14	12
21		H30.11.14	<9
22		H30.11.14	34
23		H30.11.14	<8.4
24		H30.11.16	35
25		H30.11.16	14
26		H30.11.16	26
27		H30.11.16	26
28		H30.11.16	37
29		H30.11.16	<8.8
30		H30.11.20	12
31		H30.11.20	<4.25
32		H30.11.20	9.4
33		H30.11.20	15
34		H30.11.20	26
35		H30.11.20	10
36		H30.11.20	15
37		H30.11.20	15
38		H30.11.20	53
39		H30.11.20	9.4
40		H30.11.20	<7.0

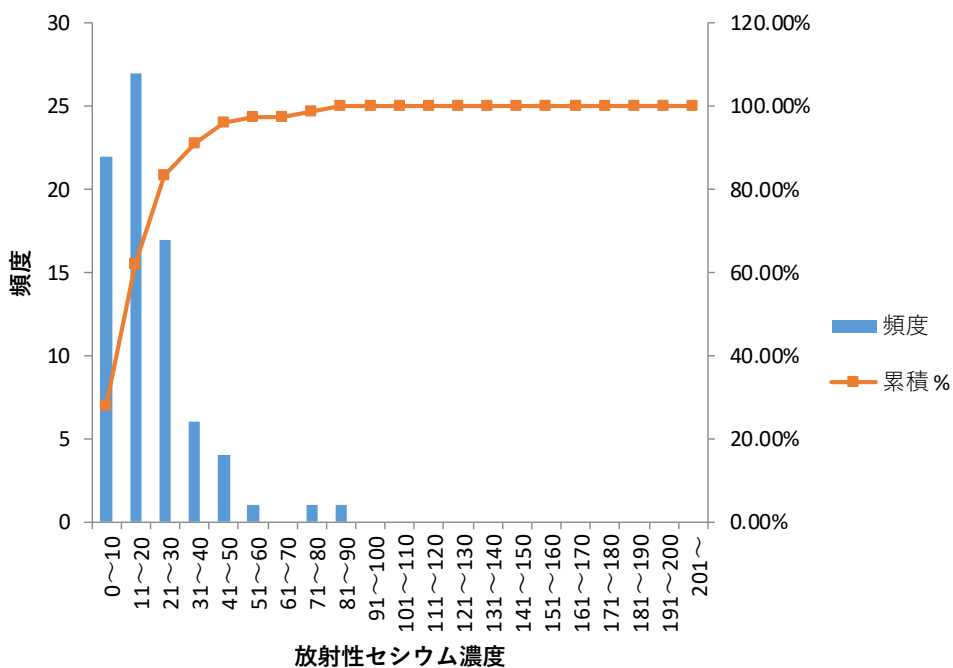
41	H30.11.26	6.2
42	H30.11.26	47
43	H30.11.26	18
44	H30.11.26	23
45	H30.11.26	22
46	H30.11.26	11
47	H30.11.30	22
48	H30.12.4	87
49	H30.12.14	<7.2
50	R1.10.25	23
51	R1.11.1	19
52	R1.11.5	<4.9
53	R1.11.8	8.8
54	R1.11.8	73
55	R1.11.8	25
56	R1.11.8	16
57	R1.11.19	12
58	R1.11.19	22
59	R1.11.19	16
60	R1.11.19	43
61	R1.11.22	16
62	R1.11.22	7.7
63	R1.11.22	19
64	R1.11.22	<5.05
65	R1.11.27	36
66	R1.12.2	14
67	R1.12.2	<8.35
68	R1.12.2	9
69	R1.12.2	21
70	R2.10.20	<3.25
71	R2.10.27	19
72	R2.10.30	32
73	R2.11.4	5.6
74	R2.11.10	7.6
75	R2.11.10	31
76	R2.11.20	14
77	R2.12.7	21
78	R2.12.7	18
79	R2.12.7	13

実測値

平均値	19.7
最大値	87
最小値	3.2
中央値	16
標準偏差	14.6
95 th -センタイル値	43.7
標本数	79

注：<（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

ナメコ（腐生菌）のセシウム濃度 （福島県昭和村）



ナメコ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 （福島県昭和村）

